

だい かい くにたちし しさくすいしんきょうぎかい  
第14回 国立市しょうがいしゃ施策推進協議会

わたかいちょう ていこく だい かいくにたちし しさくすいしんきょうぎかい かいさい  
【綿会長】 それでは、定刻になりましたので、第14回国立市しょうがいしゃ施策推進協議会を開催  
おも  
したいと思ひます。

みな あらた ほんじつ かいぎ ちよくせつさんか めい いいん みな  
では、皆さん、改めまして、こんばんは。本日の会議は、直接参加の11名の委員の皆さん、そし  
きょう そばしまいいん ごけっせき ゆきさだいいん のち さんか ごうけい めい  
て、今日、側嶋委員が御欠席で、行定委員は後ほどオンラインで参加されますので、合計11名です  
ていそくすう たっ  
ので、定足数に達しております。

さっそく しだい はい おも だい かいくにたちし しさくすいしんきょう  
それでは、早速、次第の2から入りたいと思ひます。まず、第13回国立市しょうがいしゃ施策推進協  
ぎかい ぎじろくかくにん じむきょく ねが  
議会の議事録確認となりますので、事務局、お願ひします。

じむきょく ぎじろく かくにん おも  
【事務局】 まずは議事録を確認させていただきたいと思ひます。

しりょう だい かいくにたちし しさくすいしんきょうぎかいぎじろく ごらん いいん みなさま ていせい  
資料1、第13回国立市しょうがいしゃ施策推進協議会議事録を御覧ください。委員の皆様から訂正  
ひつよう かしょとう おし おも  
の必要な箇所等ございましたでしょうか。ありましたら、教えていただければと思ひます。

わたかいちょう ぎじろくかくにん たかはしいん ねが  
【綿会長】 それでは、議事録確認です。高橋委員、お願ひします。

たかはしいん ねが いけん わたし  
【高橋委員】 29ページのところなんです、スクリーンを2つお願ひしたいという意見は、私  
い はつげん ないよう いのうえいいん い たかはし はつげん ないよう  
言った発言の内容になります。井上委員が言ったようになっていますが、高橋が発言した内容になり  
ます。

じむきょく いのうえいいん かんが  
【事務局】 ありがとうございます。29ページ、井上委員の「スクリーンが2つという考え」とい  
ごはつげん いのうえいいん たかはしいん ごいけん  
うところの御発言について、こちらは井上委員ではなく、高橋委員からいただいた御意見ということ

ていせい かたち  
で訂正をさせていただく形といたします。ほかにございますでしょうか。

じぜん そうふ こ しりょう み いく ていせい かしょ こしてき  
事前に送付をさせていただきまして、その後、資料を見ていただいて、幾つか訂正箇所を御指摘い  
ただきましたので、そちらも今、お伝えをさせていただければと思います。

しりょう たかはしいん ごはつげん ていせい  
この資料では高橋委員の御発言というふうに訂正がされているところなんですけれども、26ペー  
ジの「今までの話の中で、資料を確認するのについていけなくて」というところですが、こちらはも  
ともと井上委員の御発言としてございましたので、そちらを高橋委員という形に訂正をさせていただ  
きました。

あとは、ちょっと分かりにくいんですが、35ページの下から6行目「虐待のコア会議というもの  
を必要な都度行っており」という形で訂正をして、書かせていただいているんですけれども、こち  
らはもともとは、ちょっと読み取れないような文言になっておりました。「今、我々はコワカヒでや  
らせていただいている」というような形で、日本語が通じないような形で書かれていた部分になり  
ますので、虐待のコア会議というものを必要な都度行っているという趣旨の文面でございますの  
で、このような形に訂正をさせていただいております。

つづ うえ ぎょうめい いのうえいん ごはつげん いのうえいん さべつ へんけん  
続きまして、41ページの上から5行目、井上委員の御発言になります。井上委員の「差別、偏見、  
ふびょうどう かいしょう ごはつげん はじ ぶん さいご ほそく  
不平等の解消」というところの御発言が始まる部分の最後の「補足があります」というところは、  
しゅうせいご ほそく ぶん さいご へんけん  
修正後に「補足があります」とさせていただいておりますが、もともと「不足があります」という形  
の  
に載ってしまっていたので、こちらを補足という形に訂正をさせていただきました。

いじょう しょ  
以上、3か所になります。

そのほかございますでしょうか。

【本多委員】 訂正、ありがとうございます。今おっしゃられた26ページの休憩を挟んで最初の

綿会長の御発言があるのですが、それでは、再開したいと思いますので、井上さん、よろしくお願

いしますとなっているところを高橋さんに修正していただければと思います。

【事務局】 ありがとうございます。こちらはおっしゃるとおり、高橋委員の高橋さんという形にな

りますので、訂正をさせていただければと思います。

【綿会長】 そのほかよろしいでしょうか。

また何かありましたら、事務局のほうへお伝え願えればと思いますので、よろしくお願

いします。

【事務局】 議事録につきましては、今いただきました修正点も踏まえまして訂正をした上で、こ

らの内容で市のホームページに記載をさせていただきます。

なお、ホームページ掲載用の議事録から委員名を削除することを希望される委員につきましては、

お名前を削除した上で掲載をいたします。

また、毎回のお願いにはなりますけれども、議事録作成を行う都合上、御発言の際は必ず挙手を

していただき、会長が指名の後に名前をおっしゃっていただいてから御発言いただきたいと思

いますので、どうぞよろしくお願

【綿会長】 それでは、審議事項に入りたいと思います。次に、次第4の第3次国立市しょうがいし

ゃ計画の審議に入ります。それでは、事務局からの説明をよろしくお願

【事務局】引き続き、御説明をさせていただきます。前回の振り返りをさせていただき、前に、皆様の

お手元でございます資料2-1及び2-2を御覧ください。これらの資料は、10月5日の協議会の中

でもお伝えをさせていただきましたとおり、しょうがいしゃ計画の策定に係る実態調査というものを

進めさせていただいております、そちらの進捗状況の御報告という形になります。

9月末から10月31日までを調査期間としておりましたが、そちらの調査が無事、期間が終わりま

して、回収が終わり、集計して、その結果の速報値という形で、資料2-1と2-2のとおり上が

ってきましたので、ここで御報告をさせていただきたいと思っております。

資料2-2を御覧ください。こちらが今回、実態調査を行った際の設問を問1から順に載せてい

るものになります。各問それぞれに対する回答数と構成比という形で数値を挙げております。SA

と書いてあるものはシングルアンサーということで、単一選択、一つだけ選択をするという設問のも

の、MAと書いてあるものは複数選択可、マルチアンサーということで、複数選ぶことができるよう

な選択肢、そのような設問になっております。

資料2-1を御覧ください。こちらについては、今回、全ての設問、問27までであるうちの中で、

しょうがいしゃ計画の素案とひもづくような部分を抜粋して、掲載させていただいておりますものがこの

資料2-1になります。

回収結果というところを御覧いただきたいんですが、発送数は、当初の予定どおり1500送らせて

いただきました。それに対して有効回収数が774ということで、回収率は50%を超えて51.6%と

いう形で挙げております。

ちょうさいとうけっか ちょうさいとうけっか ちょうさいとうけっか  
調査回答結果としまして、1つ目、これは素案の大項目とそれぞれ関連するような問をここに書か  
せて、挙げている形になります。例えば1つ目、大項目の1「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待  
の防止」という素案の大項目の部分に対する、ひもづく問ということで、「あなたは、過去1年間に  
しょうがいや病気を理由に不当な差別を受けたと感じたことはありますか」といった問ですとか、  
大項目の2つ目「住み慣れた地域生活継続のための支援、地域生活への移行」、この大項目の2につ  
いてはまだ御審議が進んでいないところで、恐らく今日入っていくことになるんでしょうけれども、  
こちらに対して「地域で安心して暮らしていくためには、どのようなことが重要ですか」という問を  
設けているという形で抜粋をさせていただいております。

いじょう ごほうこく かたち  
以上、御報告という形になります。

わたかいちょう み かん  
【綿会長】 これはまずは見てくださいという感じでよろしいですか。

じむきょく げんじてん そくほうち あ み  
【事務局】 そうです。現時点での速報値というものが上がってきましたので、見ていただければと  
いうところになります。

わたかいちょう わ そくほうち しりょうていきょう  
【綿会長】 分かりました。これについては速報値で、資料提供ということですので、これからま  
た内容とかを精査していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ふ かえ ねが  
それでは、振り返りのほうをお願いします。

じむきょく こんかい そくほうち ごしつもん のち じかい いけんほしゅう  
【事務局】 もし今回の速報値につきまして御質問がございましたら、後ほどまた次回までの意見募集  
をいたしますので、そこで寄せていただければと思います。

わたかいちょう も かえ み  
【綿会長】 そうということなので、まずは持って帰っていただいて、しっかりと見ていただくという



のでも、一応ある程度方向性が示されたものについては網かけという形にさせていただいています。

今後、御審議いただく前に、私からもその箇所につきましては、また適宜御説明をさせていただくこ

とになりますので、よろしくお願いたします。

では、基本施策の振り返りと説明をさせていただきます。資料5に皆さんの御意見とか、それに対す

る事務局案等書いてありますけれども、今申し上げましたように、資料4の素案の文面のところに可能

な限り、反映するような形で盛り込ませていただいていますので、基本は資料4を見ていただければ

お分かりになるかと思ます。

それでは、①について説明します。資料4の1ページ目、1の①の表題につきまして、前回の御審議

の経過で「差別、偏見をなくす」という形でお話しいただいていたかと思ます。なので、「不平等

の解消（心のバリアフリー）」というものはカットして、これをなくす表現にするということでも

とまっていたかと思ます。

それと同じ1ページでは、中ほどの「差別の解消」という表現です。これは後ほど3ページにも、

さらに加えて2回、合わせて3回、解消という表現が出てくるんですけども、これにつきまして

は、そのところどころで直したほうがいいのか、そのままがいいか考えていくということだったんです

けれども、事務局としては、特段、解消という言葉のままでもよろしいかと思まして、そのまま網

かけにしてありますけれども、逆にこれを変えらるとなると、例えばですけれども、「差別の」となっ

ていますけれども、「差別をなくすことを目的に」ですとか、3ページの一番下の行なんかですと、

「差別をなくすための取り組み」とかという表現ですかね。単純になくすだけではなくて、その後の

ひょうげん すこ ぶんしやうてき か しょおな  
表現も少しいじらないと文章的におかしくなるんですけれども、変えるのであれば3か所同じよう

か とくだんい わかん か じむきよく  
に変えても特段違和感はない、変えなくても事務局としては、そのままでもどうかというところが

あったので、どちらかということになります。その都度、考えるということでありましたけれども、

けっか おも おこな  
結果はどちらかということになるかと思えます。ほかのページに行ってしまうかもしれませんが、1ペ

め ぶんぶん かん ぜんかい いじよう  
ージ目の部分に関しては、前回のところでは以上になります。

うつ うえ ぎやうめ さべつ へんけん ぶんびやうどう ぶんびやうどう  
2ページに移ります。2ページの上から4行目「差別や偏見、不平等」というところの「、不平等」

した ぎやう かつこ さべつ へんけん あと ぶんびやうどう  
をカット、さらに、その下の行で括弧でくくったところの「差別や偏見」の後の「、不平等」の2か

しょ だんらく いちばんさいご さべつ へんけん べつ こやう じゆうきよ かくほ ぶんびやうどう  
所をカットし、その段落の一番最後に「また、差別や偏見とは別に、雇用、住居の確保などに不平等

かくさ そんざい いけん ぶんしやう くわ ぜんかい きやうぎ なか  
(格差)が存在するとの意見もあります」という文章をつけ加えるということが前回の協議の中でま

ぶんぶん おも はんえい  
とめられた部分だったかと思えますので、そのように反映させております。

おな した だん ほうこうせい した ぶんしやう まる つづ  
それと同じく2ページの下段、方向性の下のところ、文章が丸がなくてずっと続いてしまっ

すこ はいりよ か あみ ぶんぶん ほうこうせい ぎやうめ  
ているところを少し配慮して書いております。網かけしている部分です。方向性の5行目のとこ

み わ せいり あわ すず じゆうよう  
ろで、見ていただければ分かりますけれども、「整理を併せて進めことも重要です。そのために、」

くわ こ こ おとな ぜんかい はい ぶんぶん  
ということを加えています。さらにその後は「子どもから大人まで」というのは前回も入っていた部分

しゅうち けいはつ すず かい き おな しみん  
でありますけれども、「周知・啓発を進めます」でまた1回切りまして、「また、同じ市民であると

たちば かたち ぶんしやう ぶんかつ め へんこうてん  
いう立場で」という形で文章を3つに分割したということになります。これが2ページ目の変更点に

なります。

め せつめい あつか こめじるし  
3ページ目、こころのバリアフリーのところの説明をどう扱うかというところで、米印をつけて、



べつわく せつめいぶん の じむきょく ていあん ぶんしょう なかみ  
別枠で説明文を載せるということを事務局として提案させていただいて、ただし、その文章の中身が、  
ぜんかいていあん むすか もんごん はい へんこう  
前回提案したものがかなり難しい文言が入っているところもありましたので、そこを変更しております。  
ぜんかい なか しょうがい しゃかい ひょうげん しょうがい しゃかい  
まず、前回の中に「障害の社会モデル」という表現があったんですけども、「障害の社会モ  
じたい りかい もんごん ぶんぶん かん いわかん  
デル」自体が理解しにくい文言だということで、その部分に関してはカットして、違和感のないよう  
かたち ぶんしょう  
な形で文章をつなげております。

しゃかいてきしょうへき ぶんぶん かっこか しゃかいせいかつ にちじょうせいかつ こんなん  
それと、社会的障壁という部分については、括弧書きで「(社会生活や日常生活を困難にさせる  
ひょうげん くわ  
バリア)」という表現をつけ加えているところになります。

め あと こめじるし しかく わく  
2ページ目の「こころのバリアフリー」の後に米印があるので、ここの四角の枠のところは、  
ひょうきじょう いちおう こめじるし うえ かたち おも  
表記上、一応、米印をつけて上で「『こころのバリアフリー』について」という形になるかと思っ  
ております。

ぶんぶん  
3ページについては、その部分だけになります。

め こうえん とう ぜんかい だ め  
4ページ目は、「講演やイベント等による」は前回もお出ししているのですが、4ページ目については  
とく  
特にはないですかね。5ページ目につきましても、職員の研修については、年1回以上はもう触れて  
おりますので、これもないと。

いま いじょう  
1の①につきましても、今のところ以上になります。

わたかいちょう  
【綿会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

ぜんかい ぶん かえ こいけん かくにん おも  
前回の振り返りですので、それぞれ御意見があったところを確認していただければと思いますので、  
ねが おも ぶん かえ だいじょうぶん  
よろしくお願ひしたいと思いますが、振り返りですので、大丈夫ですかね。

【事務局】 解消のところは、結果としてそのままがいいということによろしいですか。

【綿会長】 前回の網かけのところで何かありますか、大丈夫ですか。

では、前回のものですから、もしまたあればというところで、次に進みたいと思います。よろしく

ねが  
お願いします。

それでは、事務局より、計画の素案の説明をお願いします。

【事務局】 それでは、1の②権利擁護の推進と虐待の防止のところの前回の振り返りに移りたいと

おも  
思います。

資料4、5ページの下の部分から始まります。すぐに次ページに移っていただきまして、6ページ

の上から3行目「地域福祉権利擁護事業」につきましては、今、制度上は日常生活自立支援事業とい

う名称に変更されているんですけども、国立市においては、現在、社会福祉協議会が担っていた

いているんですけども、従来の地域福祉権利擁護事業という表現を用いているということがあり

ましたので、そのまま残し、ただ、他市の方ですとか外部の方が見たときに、そこがイコールだよと

ということが分かるように、括弧で日常生活自立支援事業というものを載せたということになっており

ます。

6ページにつきましては以上です。

7ページになります。指標の部分で、虐待対応件数という表現だったところを、それだと虐待が

増えることをさも望んでいるかのように取られかねないので、「虐待に関する相談件数」という表現

か  
に変えております。

その前に、1つ前の成年後見制度利用のための相談件数は、前は200件ということで、162から200ではちょっと少ないのではないかと御意見がありました。確かにこれからもっと周知、啓発を進めていく中で、実際に継続的な相談につながるかどうかは別にして、こちらが周知、啓発を進めた以上は、それなりの問合せですとか、そういった相談というのは実際には増えていこうという見込みがありますので、非常に単純な形ですけれども、200を300という形に変更させていただきます。

1の②については、以上になります。

【綿会長】 ありがとうございます。1の②の権利のところですが、御意見いかがでしょうか。

【井上委員】 6ページ、権利擁護の推進と虐待の防止、方向性の中に「虐待の窓口、みんなが分かりやすくします」を入れてください。

【事務局】 実際に周知、啓発のところ、分かりやすいリーフレットとかを作るということになるとかと思しますので、その中にそういった形で、しょうがいのある方でも分かりやすいような内容の工夫というのはもちろん盛り込んでいくということで考えておるところでございます。

【事務局】 補足となりますが、リーフレット等の配付の中もちろん入れるんですけども、文言として、「窓口を分かりやすくする等」みたいな文言をここに追記させていただくことは十分可能かと

思しますので、そのような形で修正させていただいて、次回に提案させていただきたいと思っております。

【綿会長】 今の窓口は本当に大切な問題ですし、特に今、そういうものを見たときの通報は義務化されていますので、見たら、とにかくそこに入れるというのが原則になっていますから、逆に言えば、

あったほうがいいのかなと思しますので、それを追加していただければと思います。

そのほかいかがでしょうか。

【寺島委員】 この相談件数なんですけれども、これは書かなければならないものなんですか。相談

件数が増えたということは、問題が多く発生したということになるかもしれないし、掘り起こしが行

われたということも言えると思うんですけども、どちらとも言えないので、その増えた理由という

ものでもないような気がするんですけども、ここは数値目標を挙げないほうがいいのではないかな

という気がするんですけども。

【事務局】 こちらの虐待の相談件数は、申立てというか、虐待の通報件数から相談件数に直させ

ていただいたことによって、実際の通報にならない、虐待にならないような案件も未然にというよう

なことを想定しております。

そもそも、これを参考にさせていただいたのが、児童の虐待防止の中で件数というのは常に集計を

して、それが増えているという形で、結果的に周知が進んでいますと、189(いちはやく)の周知

が進んでいますというのを一つの指標としているところもありまして、先ほどの窓口の問題もそんな

んですけども、窓口をちゃんと知っていて、こちらに未然にというか、軽度な段階で通報していた

だけとかというところを何らかの形で目標としたいと思ひまして、この数値を入れさせていただ

いております。

もう一つは、相談窓口を知っていますかというのは実態調査のほうで確認していますので、例えば

そのあたりを目標とする、周知がちゃんと進んでいますかというような形でやっていく方法も一つ

としてはあるかとおもいます。

【寺島委員】 あとのほうがいいかなという気がしますね。やっぱり虐待なんて少ないほうがいいので、増えているのを目標にしているというのは、何か注釈をつけるなりしないと誤解を招く可能性もありますよね。どちらかですね。その意図を星印とか何かできちんと注釈をつけるか、今言われたような、いかに未然に防いだかみたいな指標があったら、そのほうがいいなという気がします。

【綿会長】 今、国のデータは相談件数が物すごく右肩上がり上がってきていて、これは先ほど言った内部通報義務ができたので、どんどん皆さんが出せるようになった。出せるようになったことというのは実はいいことなんですね。実はこの書き方の中で虐待と書いちゃうからあれなんですよ。

例えば、虐待というのは、公益通報が入って疑われるものを全て含めて、怪しいよというか、そう

いうものも含めて通報とか相談なので、その後虐待認定があって、虐待件数はこうですとなるの

で、そういった部分で注釈みたいなものです。だから、増えていると虐待が増えたと見えてしまう

というのはやっぱりあれなので、例えば不適切な支援とか、虐待等とか、虐待・不適切とか、疑わ

れるものとかの通報が増えることはいいことなので、その後、虐待認定で、虐待はないほうがいい

わけで、ですから、内部通報義務規程ができたので、そのあたりで何か注釈的に入れていくと分か

りやすくなるかなと。今のこの表記だと虐待が増えたというふうに見えてしまうので、そのところ

の懸念があるかとおもいますので、参考にさせていただけるといいのですが、事務局、お願いします。

【事務局】 ありがとうございます。そうしましたら、先ほど寺島副会長がおっしゃられたように、

またこの相談件数の部分で何か注釈をつけるか、もしくは、ミスリードというか、そうならない

ような文言を次回までに検討して、また提案させていただきたいと思ひます。

【綿会長】 そのほかいかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは、次に行かせていただければと思ひます。次は、8ページ、基本

施策、2の①の御提案をよろしくお願ひします。

【事務局】 続きまして、2「住み慣れた地域生活継続のための支援、地域生活への移行」になります。

中項目といたしましては、5つの中項目によって構成をされております。まず、1つ目が8ページ、「自分らしい暮らしを送るための相談支援体制の充実」です。

続いて、11ページの「しょうがいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援」は、修正案を出させていただいております。後ほど説明いたしますが、こちらが2つ目です。

そして、14ページ、「地域生活への移行支援」が3つ目。

そして、4つ目が19ページ、「しょうがいのある人を支える人材の確保」です。

そして、最後に、5番目が21ページの「当事者及び関係者への支援及び連携の強化」という形になっております。

では、1つずつ進めさせていただければと思ひます。まずは2の①「自分らしい暮らしを送るため

の相談支援体制の充実」でございます。こちらは相談支援体制というところで、相談に応じることが

できるような体制の整備というところをメインに書いております。詳細は割愛させていただきますけ

れども、これまでどおり、大項目1と同じように、課題、方向性、そして指標という形のところで構成

をしているところでございます。

では、こちらに対して事前にいただきました御質問及び御意見から確認をさせていただければと思  
います。資料5の6ページを御覧ください。「自分らしい暮らしを送るための相談支援体制の充実」  
といったパートの中で、意見1、指標の部分、資料4ですと10ページの指標の表現です。もともと  
「者」というものと「児」というものをこの網かけの部分、書かせていただいておりますが、こち  
らを分かりやすい言い方で表現したらどうか、誤解なく伝わると思いますがというような御意見を  
頂戴いたしましたため、網かけに入っておりますとおり、「者」につきましては「しょうがい者（18  
歳以上）」、「児」につきましては「しょうがい児（18歳未満）」といった形の表現にさせていた  
だいております。こちらが意見の1。

続きまして、資料5の7ページは、質問1と書いているものになりますけれども、「相談支援業務を  
総合的に 行う中核機関として、基幹相談支援センターを設置するとありますが、これは物理的に基幹  
相談支援センターができるのでしょうか。物理的にできるのであれば、新たに建物ができるのか、そ  
れとも市役所内に窓口のような形となるのでしょうか」といったような御質問をいただいております  
す。こちらの御質問に対する回答を7ページの下部分に書かせていただいております。「新たに  
物理的にセンターができるというイメージではありません。設置については、市が直営で行い市役  
所内にセンターができる場合と、地域の事業所等へ委託して設置する場合の2通りがございます。今後  
どちらで行うのかも含め、検討していきます」という形の御回答とさせていただければと思

では、2の①については、意見1及び質問1ということで、今、2つ御説明をさせていただきますし

た。それを踏まえて、資料4の8ページから10ページまで、2の①「自分らしい暮らしを送るための相談支援体制の充実」についての御審議をお願いしたいと思います。

【綿会長】 ありがとうございます。それでは、2の①、相談支援体制の充実につきまして、今の

事務局からの御提案も含めまして、委員の皆さんに御意見をいただければと思います。

【寺島委員】 細かい話なのですが、資料4の最初のところに「相談支援体制の充実が必要である

と答えた人は、●●人であり、全体の中の●●%を占めています」と書いてあるんですけども、こ

の実態調査の資料を見ますと、相談支援の充実というのはあるんですけども、相談支援体制の充実

というのはないような気がするんですけども、これは大丈夫なんでしょうか。

【事務局】 確かにその相談支援体制という言葉ではございませんが、先ほど寺島委員がおっしゃ

られたとおりでございます。相談支援の充実というところで読むつもりでありました。

【事務局】 相談支援の充実が必要だということになりますと、何らかの体制が必要になります。自然

とできてくるものではありませんので、事業所の充実をするのか、もしくは市役所のほうの直営を

充実するのか、いろんな手段があるかと思いますが、今は基本的には基幹相談支援センターの設置等

を検討していくというところを踏まえて、相談支援が充実する、イコール、何らかの体制が必要だと

いうふうに考えております。

【寺島委員】 上のほうの①のタイトルはこれでいいと思うんですけども、課題の「実態調査によ

ると」というところは、調査のことを書いてあるので、これは「相談支援体制の充実が必要であると

答えた人」というと間違いになってしまうので、「体制」は取っておいたほうがいいと思います。



【事務局】 御指摘の趣旨が分からず、申し訳ございませんでした。こちらは御指摘のとおり、実態

調査の文言に合わせるような形で訂正させていただきたいと思ひます。

【綿会長】 そのほかいかがでしょうか。

ありがとうございます。また何かありましたら言っていただければと思うんですが、それでは、②

に移りたいと思ひます。よろしくお願ひします。

【事務局】 では、大項目2の②「しょうがいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援」とい

いうところに移らせていただければと思ひます。こちらについては主に支援付き意思決定（意思決定

支援）の機会の保障というところをメインに書かせていただいている項目になります。

こちらにつきましては、資料5の8ページを御覧いただければと思ひます。意見1としていただい

ているものがござひます。「意思決定支援という表現は、支援する側の言葉であるため、主体となる

支援される当事者側の言葉として、『支援付き意思決定』と表現すべき」といった形の御意見をい

ただひております。

こちらにつきましては、資料4の11ページを見ていただけると分かるんですが、11ページ

から13ページにわたりまして、意思決定支援という文言が複数回登場するんです。複数回登場する

中で、修正案として、支援付き意思決定とさせていただいている部分と、そのまま意思決定支援、修正

せずそのままというような部分があるかと思ひます。こちらは文脈によって支援付き意思決定のほう

が好ましいといったところにつきましては支援付き意思決定、そして、意思決定のままで修正しない

ほうがよいと、こちらは事務局で見させていただいた結果ですが、事務局のほうでそういった

かたち と けっか かたち ぶんみやく つか わ かたち  
形で1度おつくりをさせていただいた結果、2つの形で、文脈によって使い分けるといふ形の

しゅうせい いけん  
修正をさせていただいております。こちらが意見1となります。

つづ しりょう いけん ぶんぶん せいねんこうけんせいど  
続きまして、資料5、9ページは、意見2としていただいている部分になります。「成年後見制度は、

ほんにん し こけつてい うば せいど けんりようご ひつよう ばあい かぎ りよう  
本人の自己決定を奪う制度だから、どうしても権利擁護のために必要な場合に限り利用するというこ

しめ こいけん  
とを示してほしい」といったような御意見をいただいております。

しりょう ほうこうせい した ぎょうめ げんざい せいねんこうけんせいど  
こちらにつきましては、資料4の12ページ、方向性の下から4行目「また、現在の成年後見制度に

うんようめん かいぜんおよ てきせつ い しけていしえん すいしん ぶんみやく  
ついでの運用面における改善及び適切な意思決定支援の推進のため」といった文脈のところござい

たし げんざい せいねんこうけんせいど とうぜん ほうかつてきだいいけん  
ますが、確かに現在ある成年後見制度というところについていいますと、当然、包括的代理権という

ごほんにん けていけん だいにん かた か せいねんこうけんせいど  
ところで、御本人の決定権というところを代理人の方が代わりにやるというのが成年後見制度になる

せいねんこうけんせいど ほう いじょう ぎょうせい つか い き  
んですけれども、成年後見制度という法がある以上、行政のほうから使うなどはなかなか言い切れな

ぶんぶん げんざい せいねんこうけんせいど うんようめん かいぜん かたち こんご  
い部分がございまして、ここは現在の成年後見制度の運用面における改善といった形で、今後、

うんようめん かいぜん ほうこうせい しめ  
運用面を改善していきますというところで、12ページの方向性で示させていただいておりますので、

ひょうげん われわれ こんごかいぜん しめ  
こちらの表現で、我々としては今後改善していきますといったところを示させていただいているとい

はんだん  
うところの判断になります。

つづ いけん しりょう うえ ぎょうめ い しけてい  
続きまして、意見3になります。こちらは資料4の11ページの上から5行目「その意思決定のた

はんだんのうりよく か ぼめん ぶんぶん い しけてい はんだん ぶじゅうぶん ぼめん  
めの判断能力が欠ける場面においては」という部分を、「その意思決定のための判断が不十分な場面

ひょうげん か こいけん しりょう  
においては」という表現に変えてほしいといった御意見をいただいておりますので、そのとおり、資料

ちゅうだん い しけてい はんだん ぶじゅうぶん ぼめん  
4の11ページの中段のところ、「その意思決定のための判断が不十分な場面においては」といっ

かたち しゅうせいあん だ  
た形で修正案を出させていただきます。

これに加えまして、もう1つ、この御意見の中で12ページの上から3行目「『この制度は、人権侵害  
さえも起こっている』との意見が寄せられています」といった文脈の後に、「成年後見制度は課題も  
あり内容も検討されているというような制度ではございますが、遺産分与などの場面において御本人  
の財産が守られていった場合もございますので、「一方後見人を」から始まる文章を追加してほしい  
といったような御意見をいただいておりますので、12ページの上から3行目「一方後見人をつけた  
ことで、自身の財産が守られる場合もあるため、終身ではなく必要な時に利用できる仕組みに変わる  
ことが望まれています」といった文章を追加案としてさせていただきます。

つづ じりょう  
続きまして、資料5の10ページ、意見4になります。これは意見の4つ目としていただきました  
もので、「家族に私の気持ちを聞き取りしてほしいです。家族ということばをいれないでほしい  
です」といった御意見を頂戴いたしまして、そちらについて事務局での提案といたしましては、資料  
4、12ページの下から2行目「その家族等の関係者」といった文言を「本人のことをよく知る関係者」  
といった形で修正をさせていただきました。こちらは13ページの1行目にも「その家族等の関係者」  
といった文言の使い回しがございますので、そちらのほうも「本人のことをよく知る関係者」という  
かたち しゅうせい  
形で、2か所、訂正、修正案という形でさせていただきます。

いじょう いけん  
以上、意見1から4まで御説明をさせていただきました。皆様、それを踏まえまして御審議のほど  
いただければと思います。よろしく願いいたします。

わたかいちょう  
【綿会長】 ありがとうございます。それでは、2番目の権利のところではいかがでしょうか。

【井上委員】 12ページ、意見4に対する事務局提案について、本人のことをよく知る関係者がい

いです。家族が嫌です。これでいいです。

【綿会長】 ありがとうございます。今、事務局案でいいですよという御意見です。

【大枝委員】 1つは提案と、もう1つは質問があります。

1つ目の提案なんですが、支援付き意思決定という言葉なんですけれども、これは初めて聞く人は

一瞬何のことかなと思うと思いますので、一番最初に支援付き意思決定という言葉を出すときに、

括弧でそれは何であるかという説明が入っていたほうがいいのかと思いました。例えばですけれども、

本人が十分な情報を得て、理解をして、主体的な意思決定ができるように他者が支援することとか、

そういった支援付き意思決定とは何かというのを一番最初にこの言葉を使うときに説明をすると分か

りやすくなるのではないかと思います。

2つ目の質問についてですけれども、資料4の11ページの下から2行目のところに「選好が生か

されていないという」ところがあるんですが、「選好」という言葉は、私はふだん使うことがあまり

ないので、この言葉の意味が何かなのを教えてくださいたいのと、もしほかの言葉でも表現で

きるのであれば、もうちょっと一般的な、誰が読んでも分かりやすいような言葉に変えたらよいので

はないかと思います。13ページの上から2行目にも「選好」という言葉が出ているので、ここも同じ

く、どういう意味かということをお聞きしたいのと、もし別の言葉で置き換えられるのであれば、それ

も一案かと思います。

【綿会長】 今、支援付き意思決定のところ少し分かりづらくて、何か入れたほうがいいのかではな

いですかというのと、<sup>せんこう</sup>選好<sup>ことば</sup>という言葉の意味ですね。

それに関連してですけども、<sup>かんれん</sup>僕も同じで、<sup>ほく おな</sup>支援付き意思決定<sup>しえんつ い しけってい</sup>というのは僕も初めて聞くので、どこかでそういう文章<sup>ぶんしょう</sup>があったんですか、<sup>こうてき</sup>公的なところで使われているものがあったのかなと。<sup>じつ</sup>実は支援付き意思決定<sup>しえんつ い しけってい</sup>のほうが逆<sup>ぎやく</sup>におかしいなと思っていて、<sup>おも</sup>だったら、<sup>い しけってい</sup>意思決定<sup>たし</sup>でいいかなと。確かに御指摘<sup>ごしてき</sup>のあった意思決定支援<sup>い しけっていしえん</sup>というのは支援側<sup>しえんがわ</sup>なんですね、<sup>い しけっていしえん</sup>意思決定支援<sup>ほんとう</sup>ですから、本当にまさにおっしゃるとおりで、<sup>い しけってい</sup>だったら、<sup>き</sup>意思決定<sup>き</sup>というだけでいいのかなという気がしないでもないんですけども、<sup>い しけってい</sup>意思決定<sup>たいせつ</sup>が大切ですよということで、<sup>しえんつ</sup>あえて支援付き<sup>い</sup>というのがこういうところで要るのかなと。

もともとこれができている意思決定支援<sup>い しけっていしえん</sup>というのは、<sup>い し のうりよくほう</sup>イギリスの意思能力法のスタイルをベースにしていますから、<sup>い しけってい</sup>もともと意思決定<sup>ぜったい</sup>というのは絶対みんなあるべきだというのが原則<sup>げんそく</sup>ですから、あえて支援付き<sup>しえんつ</sup>というのも、<sup>ほく</sup>僕はすごく違和感<sup>いわかん</sup>があるというのが正直<sup>しょうじき</sup>なところで、これは意見<sup>いけん</sup>ですけども、<sup>ふく</sup>そのあたりを含めて、<sup>じむきょく</sup>事務局、<sup>せんこう</sup>いかがでしょうか。さっきの選好<sup>せんこう</sup>もそうですね。

【事務局】<sup>じむきょく</sup> 選好<sup>せんこう</sup>につきましては、<sup>ふくすう</sup>複数の選択肢<sup>せんたくし</sup>があったときに、<sup>ほんにん</sup>本人<sup>い し</sup>の意思<sup>ほんにん</sup>で、<sup>おも</sup>本人<sup>おも</sup>がいいと思うことだったり、<sup>もの</sup>物<sup>よう</sup>といったところを、<sup>い し</sup>要は意思<sup>せんちよう</sup>を尊重<sup>うえ</sup>した上で本人<sup>ほんにん</sup>がそれがいいというふうに言うのであれば、<sup>えら</sup>いいほう<sup>ごほんにんじしん</sup>を選ぶ、<sup>えら</sup>御本人<sup>い み</sup>自身が選ぶ<sup>おも</sup>といった意味<sup>ひょうげん</sup>かなと思っているんですけども、<sup>たし</sup>表現<sup>わ</sup>として確かに<sup>か</sup>分かりづらい<sup>ことば</sup>のかなというのはあるので、<sup>か</sup>代わりに<sup>ことば</sup>なるような言葉<sup>おち</sup>がほかにどういったものがあるのかも含めまして、<sup>ふく</sup>選好<sup>せんこう</sup>については、<sup>しかい</sup>次回<sup>ていあん</sup>、<sup>おち</sup>提案<sup>おち</sup>させていただければと思うんですけども、<sup>ふく</sup>いかがでしょうか。

【綿会長】 一般的に言うのは、自己選択という言葉で普通に言っていますよね。自己選択、自己決定

という言葉が対になって出ていますから、僕は自己選択という言葉かなという気がするんです。自己

選択というのは一般的に使いますよね、いろんなものから自分で選択をするということかなと思って

いますけれども、これもまた考えていただければと思います。

【事務局】 続きまして、意思決定支援というところ、支援付き意思決定というところなんですけれ

ども、これは私も別の部署の地域福祉推進係でやっている権利擁護条例の策定の内容を見たとき

に、そこで知ったんですが、意思決定というものの考え方として、本人側から見たときには意思決定

という表現ではなく、支援付きの意思決定というような言い回しをするんだというところで、どこが

その表現の出典になっているのかということは私も分からないんですけれども、御本人の立場から

立った意思決定支援そのものを支援付き意思決定というふうに言って、支援者側の御本人に対する

意思決定支援をそのまま意思決定支援というような表現をするという形で、使い分けているような

ところがあったんです。

なので、今回いただいている御意見の中でも、そこが書かれておりますけれども、御本人の立場に

立った意思決定支援、意思決定支援というふうなところでそこも表現していいのかどうかはあれなん

ですけれども、御本人の立場に立つというところで支援付き意思決定、本人が決めるものなんだと、

本人の意思、自分自身が決定していくものなんだというところで支援付き意思決定という形で、ここ

で使い分けをしたらいかがでしょうかという形で提案をさせていただいたんですけれども。

【綿会長】 ごめんなさい、言っていることが違って、それは分かっているんです。意思決定と

さいご き ごほんにん い しけってい ことば わ しえんつ  
最後に切ることで、御本人からの意思決定ですよという言葉になるのは分かるんです。ただ、支援付き

か いま おおえだいいん い なに  
と書くのは、今、大枝委員が言われたように、では、アスタリスクをつけて、何かをつけるときに、

おも い しけっていしえん くに へいせい ねん で  
こうなるのかなとってしてしまうんです。意思決定支援というのは、国のガイドラインが平成29年に出

へいせい ねん い しけっていしえん そ おこな い しけっていしえん  
ているわけで、平成29年に意思決定支援ガイドラインに沿って行うのが意思決定支援なんです。た

い しけっていしえんかいぎ せんもんか あつ ひと さいぜん りえき かいぎ  
だ、意思決定支援会議があって、それぞれ専門家たちが集まって、その人の最善の利益のために会議を

おこな おこな い しけっていしえん  
行って、それを行うことが意思決定支援なんです。

しえんつ い しけってい こんど かたがた たちば ことば  
だから、支援付き意思決定というのは、今度はしょうがいしゃの方々の立場になっている言葉だか

へ けってい ほんにん い しけってい せつめい  
ら、それを経て決定することが本人にとっての意思決定ですねというアスタリスクのところの説明で

なん わ い しけっていしえんかいぎ へ けってい しえんつ い しけってい  
あれば何とか分かるんです。だから、その意思決定支援会議を経た決定することが支援付き意思決定だ

わ  
というならまだ分かるんです。

なに いわかん へ い しけってい い しけってい  
だけれども、何か違和感があるのは、そんな経なくたって意思決定は意思決定でしょうというこ

しえんつ い しけってい ことば たぶん けんりようこ こ かいぎ かえ  
とで、支援付き意思決定という言葉が、多分、権利擁護のほうのもう1個の会議がそれをひっくり返し

い はなし かたがた  
ているからそういうふうに言っているだけの話であって、ここというのは、しょうがいしゃの方々が

じゆう けんり すいこう か しえんつ い しけってい か  
自由にちゃんと権利を遂行できるんですよということを書くので、あえて支援付き意思決定と書けば、

じつ せいげん しえんつ い しけってい い しけっていしえんかいぎ  
実はそこでもう制限ができてしまっているんです。支援付き意思決定というのは、意思決定支援会議を

き せば ぎやく い  
しないと決められないですよというぐらいにぎゅっと狭まってきてしまっているの、逆に言えば、

い しけってい たいせつ しえんがわ み い しけっていしえんかいぎ へ い し  
それがなくて意思決定では大切ですよということで、支援側から見れば、意思決定支援会議を経た意思

けっていしえん おこな ひつよう おも  
決定支援を行うのも必要ですよということなのかなと思うんです。

だから、そのこのところの言葉が、ひっくり返せばきっとそうなるんだろうけれども、そこが逆に

御本人たちの意思決定を妨げてしまう、支援付き意思決定という支援がなければできないのと。国の

ガイドラインは、もともと意思決定支援会議を経なければいけませんからね、そこまでなくてもいい

んじゃないの、その人たちが自分のことは自分でちゃんと決められればいいんじゃないのということ

が大切なのかなと。あえてつけると何か違うかなという気が僕はしたので、これはあくまでも意見で

す。

【事務局】 御意見ありがとうございます。先ほどの皆さんの御意見を踏まえまして、私のほうで考

えたのは、確かに②の表題を見ますと、機会の保障となっていますので、意思決定の機会の保障とい

うものの方法の一つとして、例えば先ほど言いました意思決定支援だったり、支援付きの意思決定だ

ったりというところがあるのかと思います。

確かに意思決定支援という国のガイドラインで決まったものと、分かりませんが、それ以外の

本人をよく知る方が支援して、その意思をうまく引き出してあげるような方法というのも当然あるか

と思いますので、その辺を踏まえた書きぶりを少し考えさせていただいて、言いたいことは、本人の

意思決定を尊重します、何とか御本人が意思決定できるように、意思決定支援だったり、ヘルパーさ

ん、もしくは本人のことをよく知る関係者が本人の意思決定を保障しますよというようなところを言

いたいのので、その部分がうまく伝わるような形で、次回までに少し検討をさせていただければと思

います。

【三井委員】 この検討をする前に、厚労省の専門官をされていた曾根さんに助言をいただいて、



ぎゃくだい せんもんかん ぞね どうじしゃ たちば しえんつ いし  
虐待の専門官だったんですけども、その曾根さんのほうから、当事者の立場でいくと支援付き意思

けつてい ただ い ていあん  
決定ということは正しいんじゃないということと言われたものですから、それを提案しているところ  
があります。

かこ たと  
過去にですけども、例えばここのしょうがいしゃもと、しょうがいしゃがというようなところの

わたし やくしょ がわ はなしあ  
ことで、私たちは、役所のほうと、しょうがいしゃの側で話し合いをしたことがあったんですが、それ

え  
もしょうがいしゃがというふうにせざるを得ない、しょうがいしゃもというのではなくて、まだまだ

きょうちょう じょうきょう  
しょうがいしゃということを強調しなければいけない状況がそのときにあったというところで、

こんど しえんつ いしけつてい わたし  
しょうがいしゃがというふうになっていて、今度の支援付き意思決定についても、私たちは、なるほ

だし ちてき も ひと い しえんつ いしけつてい げんじつ きょう  
ど、確かに知的のしょうがいを持った人たちなんかについて言えば、支援付きの意思決定、現実に今日

はなしあ なか しえんしゃ さんか ぶぶん へん わた  
も話し合いの中に支援者として参加している部分があったりしますので、その辺のところ、綿さんが

い じょうきょう すず なか かたち  
言われたように、状況が進んでいく中で、それがそうでない形というふうになるかもしれませんが、

たちばせい しえんつ いしけつてい い そねせんせい い  
やっぱり立場性みたいなところでいくと、支援付き意思決定と言われたときに、曾根先生から言われ

わたし なつとく やくしょ ごていあん  
たことが私たちは納得がいったなというところで役所にも御提案したところなんです。

わたかいちょう おそ いしけつていしえん しえん こんざい ぎやく だめ おも たと ふつう  
【綿会長】 恐らく意思決定支援の支援と混在すると逆に駄目だと思っんです。例えば、普通にそ

よこ にがて えいぎょう ふく  
の横についてとか、よくコミュニケーションが苦手なのか、トーク営業とか、そういうのも含めたも

ふく しえん しえん なか ほんにん ことば ぜんぜん  
のも含めていろんな支援があって、その支援の中で本人がということであればこの言葉で全然いいと

ほく おも いしけつていしえん しえん わ せいどじょう もんだい  
僕は思いますので、意思決定支援の支援とは分けたほうがいいかなと、あるいは制度上の問題なので、

たと せつめい はい ほんとう たいせつ おも  
例えばアスタリスクがついてそういう説明が入れば、それは本当に大切なことだと思いますので、そ

の支援という言葉が、意思決定支援の支援はあくまでも制度上の言葉ですから、手続きもありますから、それとは混ぜてはいけないかなと思います。ありがとうございます。これはまた事務局のほうで整理していただければと思います。

【事務局】 ありがとうございます。

【寺島委員】 検討していただくのであれば、追加で、成年後見制度の話は法律用語なので、きちんとそれに合わせて書いたらいいと思うんです。支援付き意思決定は、多分、成年後見制度は言っていないと思うんです。意思決定の支援なんだと思うんです。

それから、同じように「後見類型においては、代行決定」という言葉がありますけれども、これは代理ですよ。成年後見制度で、後見類型の場合は代理権を与えていますよね。ですから、そこを言っているのではないかなと思うんですけれども、それを代行決定というふうに言っているのかどうか、法律用語も結構きちんとしておいたほうがいいのではないかなと思ったのが1つです。代理権を与えているというところがやっぱり少し問題があるのではないかなと。

それから、これは全く些細なことなんですけれども、一番最初の「実態調査によると」というところが一緒なんですけれども、「障がい」の「障」が平仮名になっていないとか、それから、「しょうがいや病気を理由に不当な差別を受けたと感じた」人はというのが本当の回答ですので、少し修正しておいていただいたほうがいい。一番最初のほうはちゃんとなっているんですけれども、ここは間違っています。

【綿会長】 これも大切な議論だと思いますので、成年後見のことは、事務局、いかがでし

ようか。

【事務局】 <sup>いま</sup>今いただきました「<sup>じむきょく</sup>実態調査によると」というところの<sup>もんごん</sup>文言につきましては、<sup>ていせい</sup>訂正をさせて<sup>おも</sup>いただければと思います。

そして、<sup>だいいりけん</sup>代理権といったところでは、11ページの下から3行目、「<sup>した</sup>代行決定」というワードそのものがいいかどうか、<sup>よう</sup>要は<sup>だいいりけん</sup>代理権といったところとの<sup>ひかく</sup>比較の上で、<sup>うえ</sup>どちらがより<sup>ぶんみやくてき</sup>文脈的に<sup>げんじょう</sup>現状に沿っているのかというところでは、<sup>そ</sup>そこはもう1度、<sup>と</sup>改めて、<sup>あらた</sup>代行決定という言葉が<sup>だいこうけつてい</sup>本当にいいのか、<sup>ことば</sup>それとも別の<sup>ほんとう</sup>言葉の<sup>べつ</sup>ほうがいいのかというところは、<sup>いま</sup>今いただきました<sup>こいけん</sup>御意見を<sup>ふ</sup>踏まえまして、<sup>じかい</sup>次回また<sup>あらた</sup>改めて<sup>ていあん</sup>提案を<sup>おも</sup>させていただければと思います。ありがとうございます。

【綿会長】 <sup>わたかいちょう</sup>これは<sup>たぶん</sup>多分、<sup>うんよう</sup>そここのところ<sup>むずか</sup>で運用で<sup>い</sup>難<sup>だいこう</sup>しかったりしていたり、よく<sup>い</sup>言われるのは、<sup>だいこう</sup>代行<sup>けつてい</sup>決定というの、<sup>じ</sup>いわゆる<sup>こ</sup>自己<sup>けつてい</sup>決定というの<sup>けんぽう</sup>はもともと<sup>まも</sup>憲法で<sup>けんぽう</sup>守られていて、<sup>じょう</sup>憲法の13条、<sup>こうふく</sup>幸福<sup>ついぎゅうけん</sup>追求権の中に<sup>なか</sup>人格的<sup>じんかくてき</sup>自律権<sup>じりつけん</sup>というものが<sup>なか</sup>あって、<sup>じぶん</sup>その中に<sup>じぶん</sup>自分の<sup>ぜったいき</sup>ことは<sup>けんり</sup>自分で<sup>けんり</sup>絶対<sup>けんり</sup>決められる<sup>けんり</sup>権利が<sup>ある</sup>あるんですよというの<sup>おお</sup>が<sup>ほうりつこんきよ</sup>ベースの<sup>おそ</sup>大きな<sup>だいこうけつてい</sup>法律<sup>せいどじょう</sup>根拠<sup>さき</sup>ですので、<sup>ふくかいちょう</sup>恐らく<sup>い</sup>代行<sup>また</sup>決定<sup>ちが</sup>と<sup>ろんり</sup>違って<sup>だいいりけん</sup>論理<sup>ほんとう</sup>できている<sup>けんり</sup>はず<sup>うしな</sup>なんですよ。<sup>けんり</sup>代理<sup>けんり</sup>権<sup>けんり</sup>という<sup>けんり</sup>のは<sup>けんり</sup>本当に<sup>けんり</sup>権利<sup>けんり</sup>を<sup>けんり</sup>失<sup>けんり</sup>ってしまう<sup>けんり</sup>こと<sup>けんり</sup>でも<sup>けんり</sup>ある<sup>けんり</sup>ので、<sup>けんり</sup>それが<sup>けんり</sup>問題<sup>けんり</sup>な<sup>けんり</sup>わけ<sup>けんり</sup>です<sup>けんり</sup>よね。<sup>けんり</sup>だから、<sup>けんり</sup>補助<sup>けんり</sup>とか<sup>けんり</sup>保佐<sup>けんり</sup>とか<sup>けんり</sup>とち<sup>けんり</sup>よ<sup>けんり</sup>っと<sup>けんり</sup>緩<sup>けんり</sup>んでは<sup>けんり</sup>くる<sup>けんり</sup>もの<sup>けんり</sup>の、<sup>けんり</sup>後見<sup>けんり</sup>人<sup>けんり</sup>にな<sup>けんり</sup>れば<sup>けんり</sup>いろ<sup>けんり</sup>んな<sup>けんり</sup>権利<sup>けんり</sup>が<sup>けんり</sup>奪<sup>けんり</sup>われて<sup>けんり</sup>しま<sup>けんり</sup>う。<sup>けんり</sup>あれ<sup>けんり</sup>は<sup>けんり</sup>物<sup>けんり</sup>す<sup>けんり</sup>ごく<sup>けんり</sup>大き<sup>けんり</sup>な<sup>けんり</sup>問題<sup>けんり</sup>で、<sup>けんり</sup>下手<sup>けんり</sup>する<sup>けんり</sup>とい<sup>けんり</sup>ろ<sup>けんり</sup>んな<sup>けんり</sup>もの<sup>けんり</sup>を<sup>けんり</sup>失<sup>けんり</sup>って<sup>けんり</sup>い<sup>けんり</sup>く<sup>けんり</sup>わけ<sup>けんり</sup>です。<sup>けんり</sup>例<sup>けんり</sup>え<sup>けんり</sup>ば<sup>けんり</sup>責<sup>けんり</sup>任<sup>けんり</sup>ある<sup>けんり</sup>立<sup>けんり</sup>場<sup>けんり</sup>につ<sup>けんり</sup>け<sup>けんり</sup>ない<sup>けんり</sup>とか、<sup>けんり</sup>も<sup>けんり</sup>っ<sup>けんり</sup>と言<sup>けんり</sup>え<sup>けんり</sup>ば、<sup>けんり</sup>1回<sup>けんり</sup>お<sup>けんり</sup>金<sup>けんり</sup>の<sup>けんり</sup>こと<sup>けんり</sup>で<sup>けんり</sup>や<sup>けんり</sup>っ<sup>けんり</sup>て<sup>けんり</sup>し<sup>けんり</sup>ま<sup>けんり</sup>った<sup>けんり</sup>ら、<sup>けんり</sup>1回<sup>けんり</sup>後<sup>けんり</sup>見<sup>けんり</sup>人<sup>けんり</sup>を<sup>けんり</sup>つ<sup>けんり</sup>け<sup>けんり</sup>た<sup>けんり</sup>ら<sup>けんり</sup>外<sup>けんり</sup>す<sup>けんり</sup>の<sup>けんり</sup>だ<sup>けんり</sup>って<sup>けんり</sup>外<sup>けんり</sup>せ<sup>けんり</sup>な<sup>けんり</sup>く<sup>けんり</sup>なり<sup>けんり</sup>ま<sup>けんり</sup>す<sup>けんり</sup>から、<sup>けんり</sup>物<sup>けんり</sup>す<sup>けんり</sup>ご<sup>けんり</sup>い<sup>けんり</sup>問題<sup>けんり</sup>が<sup>けんり</sup>あ<sup>けんり</sup>る<sup>けんり</sup>の<sup>けんり</sup>も<sup>けんり</sup>事<sup>けんり</sup>実<sup>けんり</sup>なん<sup>けんり</sup>ですよ。

だから、ここで難しいなと思うのは、代行決定も、代理権も本当に丁寧にいかないといけないし、

法律だから、制度だから、そこにどういう問題があるかということころまではまだここでは言えないと

思うんです。ただ、ここで難しいのは、こういうものは否定もできないし、肯定もできないんです。

使わないというわけにはいかない、国は使いましょうと言っていますから、国立市は使わないとは言え

ないので、やっぱりこの運用上というのは、言い方としてはぎりぎりだろうなど。難しいですけ

れども、ぎりぎりだろうなという形はするので、そういうところで少しこういう問題があるよみたい

なことはあってもいいのかなという気がしています。本当におっしゃるとおりで、用語だけはすごく

丁寧に整理したほうがいいのかと思いました。

そのほかにいかがですか、この権利のところは重要な、とても大切なところですので、また事務局

に御意見を寄せていただければと思います。

委員の皆さん、そのほかによろしいですか。ありがとうございます。

では、ここで1回休憩を取りたいと思います。休憩が遅れまして、すみません。では、10分間休憩

を取って、25分に再開したいと思います。

(休憩)

【綿会長】 それでは、皆さんおそろいですので、再開したいと思います。

それでは、資料4の14ページ、地域生活への移行支援のところですね。

【坪谷委員】 一番最初の資料2-1に関しては、後ほどということだったんですけども、今回の

資料に、冒頭にこの結果の数値が全部入ることなので、確認しておきたいんですけども、こ

れはまずサンプル調査ちょうさでいいんですよね、全数調査ぜんすうちょうさではないですよね。

【事務局】 おっしゃるとおりです。

【坪谷委員】 そうすると、母集団ぼしゅうだんは一体幾つで、発送数はっそうすう1500で、有効数が幾つという話はなしになると

思うんですけれども、一体何世帯いったいなんせたいが母集団ぼしゅうだんで、1500を配くばったんでしょうか。

【事務局】 正確な数字は確認せいかく すうじ かくにんをさせていただきますけれども、おおよそ4000ぐらいです。そこか

ら1500を無作為抽出むさくいちゆうしゅつしたという形かたちになります。

手帳てちょうを所持しよじされている方かたであったり、しょうがい児じのサービスつかを使つかわれているしょうがい児じの方かた

ったり、難病なんびょうをお持ちの方もを無作為抽出かた むさくいちゆうしゅつの対象たいしょうとしております。

【坪谷委員】 分かりました。ありがとうございます。私は今、暗算わだし いま あんざんではすぐぱっと出ないんですけ

れども、おおよそよく言われる数字い すうじとしては、1万を超えると400のサンプルで全体ぜんたいの95%、構成数こうせいすう

5%と言われている数字い すうじなので、4000だと明確めいかくに標本数ひょうほんすうとの差異さい、サンプルの誤差ごさとかを載せてお

かないと、この774という数字すうじが、一体、母集団いったい ぼしゅうだんを表あらわしているのかどうかというものの確実性かくじつせいとい

うか、疑うたがいを持たれてしまうので、こういうデータものときには、母集団ぼしゅうだんの数かずと、なるべく標本ひょうほんのデ

ータねがをお願いします。

【事務局】 ありがとうございます。

【綿会長】 これはまた細かく報告書こま ほうこくしょが出ると思うので、そこのあたりはしっかりと、サンプルのと

ころはよろしくお願ねがいしたいと思おもいます。御意見ごいけんありがとうございます。

それでは、進すすめていきたいと思おもいます。事務局じむきょくのほうで、③ねがをお願いします。

【事務局】 つづ ちいきせいかつ いこうしえん うつ おも  
続きまして、③地域生活への移行支援に移らせていただければと思います。

しりょう 11 ページを御覧ください。③地域生活への移行支援といったところに対しては、質問が  
3つ、そして意見が4つ皆様からいただいております。ちなみに、事前に補足をさせていただきたい  
んですけども、今回、机上配付の資料の中で、追加として、令和5年12月19日追加という形で、  
例えば質問のところの12ページ、星がついているところがあると思うんですけども、資料5の12  
ページの質問2は星をつけていまして、これが12月19日追加といったところになります。今回、こ  
の御意見を募集させていただいたのが11月24日までに皆様に募集をした御意見を入れているわけ  
なんですけれども、24日以降についても追加でいただいている御意見等がございまして、直前まで  
何とかまとめられるものは資料5の中に落とし込んでおりますので、事前に送付しているものと、  
今回、机上配付しているもので意見の数がちょっと変わっている部分もございまして、その点は  
御承知おきいただければと思います。

そうしましたら、資料5の11ページ、質問1から行きたいと思います。質問1、地域移行者数に  
ついて、これは指標でございまして、資料4でいいますと、17ページを御覧いただければと思  
います。地域移行者数というところがゼロから5人という形で書いておりました。それに対しての  
御意見で、この5という数字が適切なものなのかどうか判断するのが難しいので、地域移行の対象と  
なり得る人の数を大体でもいいので明示をしていただくことはできますかといった御質問をいただい  
ております。

そちらにつきましては、以下、精神病院に1年以上入院している方が地域移行の対象者となりま

すので、その地域移行の対象者は、令和3年度実績ですが、66人という形になっております。これらの66人という数字なんですけれども、精神保健福祉士のデータベースというものがございまして、リムラッドと読むんでしょうか、そういった精神保健福祉士のデータベースとしまして、実際にその市区町村に住民票がある方が今どのぐらい入院しているのかというのを示しているようなデータがあるんです。そのデータが直近ですと令和3年度実績のものが最新のものになりまして、そちらを見ますと66人という数字が上がってきておりましたので、ここに66人という形で書いております。

正確に入院している方がどのぐらいなのか把握するのはなかなか難しいところございまして、実際にReMHRADというホームページのデータベースについては、住民票にひもづいているところでの数値になりますので、実際に入院されて、住民票を移されているのかどうかというところが明確ではないので、本当の対象者数がどのぐらいいるのかまでは分からないところで、現状で解答としては66人おりますという形で書かせていただいております。

施設に関しましては、「令和4年度末時点で、施設入所支援の支給決定を受けている方は59名おります」と。こちらについては、我々のシステムのほうではき出せるような数値になりますので、これを挙げさせていただいているという形です。

また、5人の指標なんですけれども、こちらは私のほうで5人と書かせていただいたんですが、3年間での指標でございましたので、これが6年間ですと倍の10人という形に指標を訂正させていただければと思いますので、資料4の17ページの指標で網かけにしているところは、もともと5人だ

つたんですけれども、10という形<sup>かたち ていせい</sup>で訂正をさせていただいております。

つづきまして、資料5の12ページ、施設<sup>しせつ</sup>から地域生活<sup>ちいきせいかつ</sup>へという方針<sup>ほうしん</sup>という中で、老<sup>な</sup>障<sup>ろう</sup>介<sup>しょう</sup>護<sup>かいご</sup>という社会問題<sup>しゃかいもんだい</sup>があるといったところで、親元<sup>おやもと</sup>から自立<sup>じりつ</sup>した生活<sup>せいかつ</sup>が困難<sup>こんなん</sup>な方<sup>かた</sup>に対して、御両親<sup>ごりょうしん</sup>が高齢<sup>こうれい</sup>になってしまっていること<sup>げんかい</sup>によってサポート<sup>じょうきょう</sup>が限界<sup>な</sup>にきてしまっている、そういった状<sup>じょう</sup>況<sup>きょう</sup>の中で、安心<sup>あんしん</sup>して生活を任せられる施設<sup>しせつ</sup>がないという問題<sup>もんだい</sup>があるというところで、国立市<sup>くにたちし</sup>においてグループホーム<sup>とう きぼう</sup>等<sup>にゅうしょたいき</sup>、希望<sup>ひと</sup>しているのに入<sup>なんにん</sup>所<sup>ごしつもん</sup>待機<sup>たいき</sup>となっている人は何人<sup>なんにん</sup>いますかといったような御質問<sup>ごしつもん</sup>をいただいております。

こちらにつきまして、以下<sup>いか</sup>、回答<sup>かいとう</sup>といたしまして準備<sup>じゅんび</sup>させていただいております。「令和5年度<sup>れいわ ねんど</sup>、障害<sup>しょうがい</sup>者<sup>しゃ</sup>支援<sup>しえん</sup>施設<sup>しせつ</sup>へ入<sup>にゅうしょ</sup>所<sup>しょ</sup>希望<sup>きぼう</sup>されている方<sup>かた</sup>のうち待機<sup>たいき</sup>となっているのは、6名<sup>めい</sup>です。また、グループホーム<sup>にゅうしょたいきしゃ どうよう</sup>へ入<sup>にゅうしょ</sup>所<sup>しょ</sup>待機<sup>たいき</sup>者<sup>りゆう</sup>も同様<sup>きょうつう</sup>に6名<sup>めい</sup>です。待機<sup>たいき</sup>の理由<sup>りゆう</sup>として共通<sup>きょうつう</sup>するのは、国立市<sup>くにたちし</sup>近郊<sup>きんこう</sup>でお探<sup>さが</sup>しのため、なかなか空<sup>あ</sup>きが出<sup>で</sup>ずに入<sup>にゅうしょ</sup>所<sup>しょ</sup>には至<sup>いた</sup>っていない」というところ<sup>きょうつう</sup>が共通<sup>きょうつう</sup>しているところで、調<sup>しら</sup>べることができましたので、こ<sup>かたち</sup>う形<sup>かいたう</sup>で回答<sup>かいとう</sup>をさせていただければと思<sup>おも</sup>います。

つづきまして、質問<sup>しつもん</sup>3「実態<sup>じつたい</sup>調査<sup>ちゅうさ</sup>について、入<sup>にゅうしょ</sup>所<sup>しょ</sup>施設<sup>しせつ</sup>や精神病院<sup>せいしんびょういん</sup>等<sup>とう</sup>に入<sup>はい</sup>られている方<sup>かた</sup>へも送<sup>おく</sup>っていただきますか」とい<sup>ごしつもん</sup>った御質問<sup>たい</sup>に対<sup>たい</sup>しましてですが、こ<sup>むさく</sup>ちらは「無<sup>む</sup>作<sup>さく</sup>為<sup>い</sup>抽<sup>ちゆう</sup>出<sup>しゆつ</sup>にしておりますので、対<sup>たい</sup>象<sup>しやう</sup>になっております」とい<sup>かいとう</sup>う回答<sup>かいとう</sup>になっております。

つづきまして、資料5の13ページ、意見<sup>いけん</sup>1「指<sup>し</sup>標<sup>ひょう</sup>の中<sup>なか</sup>の地<sup>ち</sup>域<sup>いき</sup>移<sup>い</sup>行<sup>こう</sup>者<sup>しや</sup>数<sup>すう</sup>について、指<sup>し</sup>標<sup>ひょう</sup>値<sup>ち</sup>が5人<sup>にん</sup>では少<sup>すく</sup>ない」とい<sup>こいけん</sup>った御意見<sup>ちやうだい</sup>も頂<sup>にん</sup>戴<sup>かたち</sup>してありますので、10人<sup>ていせい</sup>という形<sup>かたち</sup>で訂正<sup>ていせい</sup>させていただいております。

つづいて、意見<sup>いけん</sup>2、P15、こ<sup>ほんそあん</sup>ちらは本<sup>ほん</sup>素<sup>そ</sup>案<sup>あん</sup>の15ページ<sup>ごらん</sup>を御<sup>おも</sup>覧<sup>らん</sup>いただければと思<sup>おも</sup>います。四<sup>しかく</sup>角<sup>かく</sup>く枠<sup>わく</sup>で



くくってある部分ぶぶんになるんですが、こちらは14ページの下部の文言から続くような形かたの文章ぶんしょうでして、少し分かりづらすこいんですけれども、14ページの下部が「精神科へ長期入院かぶ もんこん つつしているしょうがいのある人ひとについて、現状把握げんじょうはあくが十分じゅうぶんではなく、今後、入院患者の状態像こんご にゅういんかんじやや入院期間じょうたいぞうに応じた動きにゅういんきかん おう うごに関するきめ細やかな分析かん こま ぶんせき ひつようが必要です」という文章ぶんしょうがもともとの文章ぶんしょうだったんです。そういったもともとの文章ぶんしょうに対して、資料5の13ページたい しりょうの意見2「『きめ細やかな分析』という表現いけん こま ぶんせき ひょうげんではわかりにくいので、別の表現べつ ひょうげんにかえた方がよい」といった御意見ほうをいただいた上で、事務局で提案こいけんさせていたうえただいたのが、資料4の15ページじむきよく ていあん、修正後「入院患者の状態像しりょう しゅうせいご にゅういんかんじやや入院期間じょうたいぞうに応じた退院後の支援にゅういんきかん おう たいいんご しえんについて十分に協議じゅうぶん きょうぎすることが必要ひつようです」といった形かたで、修正前しゅうせいまえと修正後しゅうせいごを素案そあんの中で表現なか ひょうげんさせていただいた形かたになります。

続きまして、意見3つづ いけんです。こちらは資料4、素案の14ページしりょう そあんになるんですけれども、下から4行目した ぎょうめの「地域移行のための環境整備ちいきいこう かんきょうせいびが進んでおりません」という文言すすの後に、「『特に重度のしょうがいしゃや高齢しょうがいしゃが移行もんこん あとできる社会資源とく じゅうどが整とくっておらず』とく じゅうどといった文言もんこん ついかを追加してほしい。現在施設げんざいしせつから移行いこうできない方かたの多くおおは、強度行動障がいきょうどうこうどうしょうや重度じゅうどの方かた、高齢こうれいの方かたであるため、グループホーム等とう う いで受け入れていただけいないことがある。また、訪問系サービスほうもんけいも不足ふそくしていることから、移行いこうできたとしても暮らしが豊かゆたでなくなる懸念けねんがある」といった御意見こいけんをいただいておりますので、14ページついかあんに追加案とく じゅうどといたしまして、「特に重度のしょうがいしゃや高齢しょうがいしゃが移行こうれいできる社会資源いこう しゃかいが不足しげん ふそくしています」といった形かたで、事務局で追加案しむきよく ついかあんとして出さだせていただいております。

続きまして、資料5の14ページつづ しりょう、意見4「グループホームいけんじゃなくて、一人暮らしひとりぐの練習れんしゅうが必要ひつようで

す。緊急時泊りに行くんじゃなくて介護が来てほしいです。とまりに行くのは心配です。いやです」

といった御意見を頂戴しております。この御意見に対しまして、事務局の提案といたしましては、資料

4の素案の14ページ、下から7行目「現状は、グループホーム等への入居の体験機会の創出や」

といったところの文章の「グループホーム等」といった表現を「グループホームやアパート等」と

というような形で修正をさせていただいております。

以上、質問及び意見を説明させていただきましたので、それを踏まえまして、御審議のほどいただ

ければと思います。よろしく願いいたします。

【綿会長】 ありがとうございます。質問の回答であるとか、訂正の提案が幾つかあります。それ

では、委員の皆さんから御意見をください。

【井上委員】 13ページ、グループホームやアパート等は、修正案でいいです。

【綿会長】 今のところも御意見ですので、修正案のほうでいいということの御意見でございます。

そのほかいかがでしょうか。

【坪谷委員】 地域移行支援というものの移行先というのは、グループホームも入っているのでもいい

のでしょうか。

【事務局】 グループホームは、我々事務局といたしましては地域というふうに考えておりますので、

グループホームも移行先として対象としております。

【坪谷委員】 回答にありました施設の待機者が6名、グループホームへの待機者も6名とありまし

たけれども、ここでいう施設は地域移行の先ではない。

【事務局】 こちらはしょうがいしゃ支援施設へ入所希望されている方のうち待機となっているのは

6名ですということですね。この6名は、入所希望をされていらっしゃるんですけども、現在はグ

ループホームであったり、地域で親元で通所だったり、ショートステイといったものを利用しながら

生活されている方になりますので、今現時点で地域にいるということになります。

【事務局】 いわゆるここでいう地域移行先には、グループホームであったり、アパートであったり、

もしくは貸間でも何でもいいんですけども、そういうところが入ります。地域移行のもとというん

ですか、それは例えば障害者支援施設だったりとか、ここでは一応、精神病院とかで長期入院され

ている方も入るといような状況になっております。

【坪谷委員】 ありがとうございます。そういう意味で、希望というか、要望ですけども、この

待機をゼロにするというような指標は置けないですか。入所待機者をゼロにするという目標です。

【事務局】 そうすると、資料4の17ページから18ページにかけての指標のところ、待機者の方

の現状として数値を出した上で、6年後の数値をゼロにするといった形でよろしいですか。

【坪谷委員】 はい。イメージはそうです。

【事務局】 事務局で補足させていただきます。今回、質問のところでございますとおり、正直いい

まして、ピンポイントでの御希望をされています。国立市としては、例えば障害者支援施設に入らな

くても、グループホームであったり、居宅、アパート等で一人暮らしができるような形でもちろん支援

をしていってはいるんですけども、どうしてもこの部分を希望される方を希望しないでください

というのはなかなか難しく、実際今、居宅で生活できてはいるんですけども、この希望を取り

さ 下げてくださいというのはなかなか 難 しくて、待機者ゼロというのは、近隣他市だけではなくて、多摩

ちく 地区のどこでもいいよということになれば比較的入れたりするところもありますので、ゼロという

もくひょう 目標というのは、今回の件に関してはなかなか 難 しいかと考えております。

【綿会長】 1個、関連して、この待機者の6というのは、行政のところではあく

ことですよ。何かアンケートとかではないですよ。

おそ 恐らくこの数値の信憑性は全くないと思います。今、うちも入所をやっていますけれども、ウェ

イティングだけで20何人いますよ。この前、グループホームを新しく作りました、グループホー

ムをつくって、14名のところに88名の募集。そう考えると、今相談に行って、どこかないですかね

といて待機している、相談に行ける人たちはそこで把握できるんだけれども、実際はもっと、家族の

かた 方のほうが多分御存じだと思っただけけれども、これは逆に6名しかいないのとなっちゃうんですけれ

ども、そのあたりでもし補足があれば。

では、丸山委員、お願いします。

【丸山委員】 ほかの委員さんも意見があると思いますけれども、うちは通所の生活介護ですけれど

も、基本は御家庭から通っていらっしゃる方たちが対象で、グループホームから通っていらっしゃる

かた 方たちも多いです。うちは33名の方が登録されていますけれども、今、3分の2の方がグループホ

ームからの通所になりました。残りの11名は御家庭から通っていらっしゃる。恐らく潜在的に11名

かたせんいん の方全員グループホームを希望されていると思います。今はまだ親御さんが何とか見ているのでとい

うことになってはいますが、将来的にはグループホームを当然希望されているし、まだそのアク

ションを起こしてないだけで、希望されていると思います。そういうのが現状かと思しますので、

私も、この6名はどうしようかなと今思っていたところだったんです。

【綿会長】 なので、逆に考えると、これだけしかないのと見えてしまって、実は潜在的にいっ

ぱいいるので、逆にという気が僕はしています。途中で、すみません。坪谷委員。

【坪谷委員】 数字の信憑性という話でいうと、一体これは何の6名かというのは非常に重要で、

そうすると、やっぱり市は、ウェイトングリストも含めて、本当に希望している実態数値を把握し

ていないということであれば、まずそこから目標数値に挙げないといけませんよねという話と、そ

れがここに書いてある本人が希望する意思決定したところに選択できるというのが、やっぱり潜在的

な把握がまだできていないというのと、それをゼロにしていくというのが目標にあるべきかと思うん

ですが、いかがでしょうか。

【事務局】 短期的なことをいいますと、それぞれセルフプランにしろ、相談支援事業所が入るにし

ろ、どのような形で生活していきたいかというところは、我々は、支給決定をしている方に関しては

把握をしている状況でございます。その中で、もしかしたらモニタリングとかの際には、実は漠然と

した思いがあるんだけど、そこを明確に表示をしなかったというところはあるのかとは思いますが、

一応今の段階では、明確なのは6名となっております。

今回、実態調査の中で、どこで過ごしたいですかという項目も入れさせていただいております、

御家族と過ごしたい、1人で過ごしたい、もしくは施設に入りたいというようなところもございます。

先ほどのもとですとか誤差のところも踏まえて、どの程度というのが把握できているかというのは、

かすてき ひみょう 数的には微妙なのかもしれませんが、<sup>こんかい</sup> 今回の実態調査<sup>なか</sup>の中ではある程度把握<sup>ていとはあく</sup>できているかという  
ふう<sup>にんしき</sup>に認識しております。

その上で、<sup>うえ</sup> 待機者<sup>たいきしゃ</sup>をゼロにするか否か<sup>いな</sup>というところにつきましては、<sup>じむきょく</sup> 事務局<sup>かいけんとう</sup>でももう1回検討させ  
ていただいて、<sup>じかい</sup> 次回<sup>ごかいとう</sup>までに御回答<sup>おも</sup>させていただければと思います。

<sup>つぼたにいいん</sup> 【坪谷委員】 <sup>たんきてき</sup> 短期的なところはいいとして、<sup>もんだい</sup> ここで問題<sup>あ</sup>に挙げたのは、<sup>ろうしょうかいご</sup> 老障介護<sup>い</sup>と言われるところ  
の<sup>しゃかいもんだい</sup> 社会問題<sup>たい</sup>に対してどうしていくかということなので、<sup>ねが</sup> よろしく願います。

あと、<sup>さき</sup> 先ほどの私<sup>わたし</sup>の質問<sup>しつもん</sup>で、<sup>わたし</sup> 私<sup>かんちが</sup>はちょっと勘違い<sup>と</sup>していたので、<sup>さ</sup> 取り下げ<sup>さ</sup>させていただきたいん  
です。これは<sup>ゆうこうかいどうすう</sup> 有効回答数<sup>じゅうぶん</sup>が700で、<sup>すう</sup> もう十分<sup>ゆうこうかいどうすう</sup> なサンプル数<sup>え</sup>がある、有効回答数<sup>え</sup>が得られているとこ  
ろなんですね。<sup>わたし</sup> 私は<sup>なに</sup> ここからさらに何か減<sup>へ</sup>るのかと思<sup>おも</sup>っていたんですけども、これは十分<sup>じゅうぶん</sup>なサン  
プル数<sup>すう</sup>なので、<sup>しつれい</sup> 失礼<sup>しつれい</sup>しました。

<sup>てらしまいいん</sup> 【寺島委員】 <sup>かず</sup> さっきの数<sup>はなし</sup>の話<sup>ちいき</sup>なんですけれども、<sup>いこう</sup> ここは地域<sup>ひと</sup>に移行<sup>はなし</sup>する人たちの話<sup>いま</sup>ですよ。今は  
<sup>だつしせつか</sup> 脱施設化<sup>ほうこう</sup>の方向<sup>しせつ</sup>にあるので、<sup>たいきしゃ</sup> きっと施設<sup>か</sup>の待機者<sup>か</sup>のことは書<sup>か</sup>けないんですよ。だから、これはしよ  
うがないかなと<sup>わたし</sup> 私は<sup>おも</sup>思っているんですね。<sup>しせつ</sup> 施設<sup>はい</sup>に入る待機者<sup>たいきしゃ</sup>のこと<sup>か</sup>というのは、書<sup>か</sup>くとしたらもっと  
<sup>べつ</sup> 別のところ<sup>か</sup>に書<sup>おも</sup>くべきであると思います。

でも、<sup>じっさい</sup> 実際<sup>しせつ</sup>、施設<sup>はい</sup>に入りたいという人<sup>ひと</sup>がいるのにもかかわらず、<sup>けいかく</sup> この計画<sup>こた</sup>はそれに<sup>か</sup> 応<sup>か</sup>えていないん  
ですよ。それは<sup>おも</sup> そういうのでいいのかなと思<sup>おも</sup>ったんですけども、<sup>はなし</sup> ちょっと話<sup>ちが</sup>が違<sup>ちが</sup>いますけれども、  
そういうことです。

<sup>じむきょく</sup> 【事務局】 <sup>おっしゃられるとおり</sup> おっしゃられるとおり、<sup>こんかい</sup> しかも、今回<sup>ねんかん</sup>、6年間の計画<sup>けいかく</sup>の中で<sup>なか</sup>というところもあります。

寺島委員がおっしゃられるとおり、その6名に関しては実は入っていないところなんですけれども、やはりピンポイントで、例えば市内もしくは隣の市、恐らく御本人が行きやすい場所というところだと思っておりますが、御希望されているということです。

今の段階で国立市で市内にしょうがいしゃ支援施設を例えば追加で誘致をすとかということはあるかというところはない状況ですので、近郊で6名を何とかというような形での施策はなかなか難しい。なので、どちらかというところ、この6名の方々がほかの手段でも生活ができますよということの安心感と、先ほど出ましたグループホームだったり、ヘルパーだったりということを使いながら、地域移行先のほうで生活できるということをこの部分でしっかり担保していくというのが重要なことかと思っております。

【綿会長】 僕から1個いいですか。質問なんですけれども、資料5の11ページの「施設入所支援の支給決定」というのは、支給決定なので、市外の方もいらっしゃるということですか。なので、多分、国立市の市の入所施設にいるわけではなくて、市外も入っていますよ。

よくあるのが、地域移行というのは市の中に戻ってくることなので、地域移行ですから、出資母体のところがお金を出していますから、県外とか、市外にいる方も国立市に戻ってくれば地域移行の1カウントになりますので、ですから、そういうのも含めて考えていくと、今、59しかないんだと思いつつながら、なぜそれを言いたいかというと、施設支給決定が物すごく多いと目標というのは高く持てるわけですね。母集団がたくさんいるからたくさん戻ってこようとできるけれども、もともと少なければ、そんなに目標値を高くしても戻ってくることができない。

さらに、実は2022年のデータを見ると、ゼロなんです。どこの市町村も実は1か2とかゼロとか、そんなものですよ。頑張っているところで、母集団が大きくて10とかなので、国立は10と挙げて、これは本当に行くんですかと。今、ゼロのところから、これってどうなんですか。

【事務局】 ちょっと言い訳をさせていただきますと、本当は2020年、1名予定をしていたんです。が、コロナの関係もあって出られなくなってしまったという実情があります。予定をして、地域移行支援ですとか、支給決定をして、本当に出る、出るという話をしていたんですけれども、そこができなくなったので、結果的にそれが後ろ倒しになって、おおむね1年間に1名程度は移行できているかと思っております。

【綿会長】 これはグループホームとか在宅へ目指すべき数字なのでね。あともう1個、これはしょうがいのほうでいくと、この制度ができたときというのは、精神の方の地域移行がやっぱりベースになると思うんです。これは進んでいるんですか。データが何かあれば教えてもらえますか。

【事務局】 先ほどの精神病院からの地域移行につきましては、にも包括と言わせていただいているんですけれども、まさに精神障害にも対応した地域包括支援システムの構築を3年前ですか、協議会を作成させていただきました。近隣の精神しょうがいの精神病院のケースワーカーさんにも御参加いただいて、今ここ2年ぐらいで実態調査をさせていただいている状況です。全部というのはなかなか難しかったので、近隣のケースワーカーの方を経由して先生が御本人の状況を確認させていただいております。

実際に実は1件、地域移行をしたいという方がいらっしゃって、やってみようかと思っていたんで



すけれども、実は<sup>じつ えんご</sup> 援護が<sup>くにたちし</sup> 国立市でない方で、<sup>かた</sup> 結果的に<sup>くにたちし</sup> 国立市ではなくなりました。<sup>はんとし</sup> 半年とか<sup>ねん</sup> 1年ぐ  
らいの<sup>に</sup> スパンであれば、<sup>さんにん</sup> 二、三人ぐらいいですか、<sup>ちいきいこう</sup> 地域移行というか<sup>もど</sup> 戻って<sup>かた</sup> いらっし  
やいます。<sup>ひじょう</sup> 非常に<sup>ちょうき</sup> 長期、<sup>ねん</sup> それこそ<sup>ねん</sup> 5年とか<sup>かた</sup> 10年という方は、<sup>いま</sup> 今のところ<sup>かた</sup> その方が<sup>かん</sup> いい感じだったん  
ですけれども、<sup>くにたちし</sup> 国立市の<sup>えんご</sup> 援護では<sup>じょうきょう</sup> なかったというような<sup>じょうきょう</sup> 状況でした。

<sup>わたかいちょう</sup> 【綿会長】 <sup>いま</sup> 今のは<sup>たいせつ</sup> とても<sup>すうじ</sup> 大切で、<sup>えんご</sup> この数字は<sup>ぜんぜんちが</sup> 援護がどこかによっても<sup>ぜんぜんちが</sup> 全然違うので、<sup>まさにおっし</sup> まさにおっし  
ゃると<sup>いま</sup> おりで、<sup>かちょう</sup> 今、<sup>い</sup> 課長が<sup>えんご</sup> 言われたように、<sup>えんご</sup> 援護の<sup>えんご</sup> 援護母体が<sup>りゆうい</sup> どこかというの<sup>りゆうい</sup> はやっぱり<sup>りゆうい</sup> 留意しなけ  
れば<sup>おも</sup> いけないのか<sup>はなし</sup> と思<sup>はなし</sup> いましたので、<sup>はなし</sup> 話を<sup>はなし</sup> しました。

そのほかに<sup>い</sup> いかが<sup>い</sup> でしょうか。

<sup>てらしまいいん</sup> 【寺島委員】 <sup>いま</sup> 今の<sup>しつもん</sup> 質問の<sup>ちいきせいかつ</sup> ことでは<sup>いこうしえん</sup> なくとも<sup>かだい</sup> いいですか。③<sup>ちいきせいかつ</sup> 地域生活への<sup>いこうしえん</sup> 移行支援の<sup>かだい</sup> 課題の<sup>かだい</sup> ところな  
んですけれども、<sup>じったいちょうさ</sup> 「実態調査によると、<sup>ちいき</sup> 地域での<sup>く</sup> 暮らしに<sup>まんぞく</sup> 満足している、<sup>まんぞく</sup> とても満足している<sup>かいとう</sup> と回答し  
た方は、<sup>かた</sup> ●<sup>にん</sup> 人おり」という<sup>きじゆつ</sup> ふうな<sup>きじゆつ</sup> 記述がある<sup>きじゆつ</sup> んですけれども、<sup>とうけいひょう</sup> 統計表<sup>み</sup> を<sup>み</sup> 見ると、<sup>まんぞく</sup> とても満足している  
という<sup>ひと</sup> 人の<sup>かず</sup> 数は<sup>わ</sup> 分かる<sup>わ</sup> んですけれども、<sup>まんぞく</sup> 満足している<sup>ひと</sup> という<sup>かず</sup> 人の<sup>かず</sup> 数は<sup>わ</sup> 分からない<sup>わ</sup> んですが、<sup>これ</sup> これはど  
うして<sup>い</sup> でしょうか。

<sup>じむきょく</sup> 【事務局】 <sup>こしてき</sup> 御指摘<sup>ぜんばんてき</sup> ありがとうございます。一般的に<sup>じったいちょうさ</sup> ここの<sup>ぜんだん</sup> 実態調査の<sup>ぶぶん</sup> 前段の<sup>こんかい</sup> ところの<sup>こんかい</sup> 部分は、<sup>こんかい</sup> 今回、  
<sup>けっか</sup> その<sup>で</sup> 結果も<sup>じかい</sup> 出<sup>せいかく</sup> ましたので、<sup>な</sup> 次回までに<sup>た</sup> 正確に<sup>こんかい</sup> 直<sup>さき</sup> させて<sup>さき</sup> いただいて、<sup>さき</sup> 例えば<sup>さき</sup> 今回、<sup>さき</sup> 先ほど<sup>さき</sup> おっしやられ  
ている<sup>と</sup> おり、<sup>どすう</sup> 度数で<sup>まんぞく</sup> とても満足している<sup>しめ</sup> という<sup>しめ</sup> ところが<sup>た</sup> 示<sup>せいかく</sup> されて<sup>せいかく</sup> おります。です<sup>せいかく</sup> ので、<sup>せいかく</sup> 例えば<sup>せいかく</sup> 正確に  
やると、<sup>まんぞく</sup> とても満足している、<sup>まんぞく</sup> もしくは<sup>まんぞく</sup> おおむね<sup>まんぞく</sup> 満足<sup>ちか</sup> だ<sup>かた</sup> という<sup>ぶぶん</sup> ところの<sup>なんにん</sup> 満足に<sup>なんにん</sup> 近い<sup>なんにん</sup> 方の<sup>なんにん</sup> 部分を<sup>なんにん</sup> 何人<sup>なんにん</sup> と  
いう<sup>かたち</sup> ような<sup>ただ</sup> 形<sup>おも</sup> で<sup>おも</sup> やる<sup>おも</sup> のが<sup>おも</sup> 正しい<sup>おも</sup> のか<sup>おも</sup> と思<sup>おも</sup> っております。

今後、施設で暮らしたいと回答している人は全体のおおむね5%ぐらいなんですけれども、そこははっきりとなっています。ただ、この辺の表現につきましても、次回までに正しく訂正させていただきます。

【綿会長】 これは10段階のスケールで取っているということは、ちゃんと中央値を取っていかないと、取りあえず、上の3分の1が多いから満足といってしまうえば、統計のところでもどこが真ん中なのかというのでちゃんとやらないと、また違って来るかと思しますので、ぜひお願いします。

そのほかよろしいでしょうか。では、また何かありましたら、お願いしたいと思います。

時間がもう9時になってしまったので、今日は③のところまで議論して、次回、その振り返りをやってという形でよろしいですかね。ありがとうございました。皆さん、積極的に御意見をいただきますので、とても大切なことだと思います。

それでは、時間になりましたので、一応今回はここまでとしたいと思いますので、残りの項目、残っ

た議題は次回に回したいと思います。

それでは、この後、事務局から事務連絡等も含めてよろしくお願ひしたいと思います。

【事務局】 本日の御審議、ありがとうございました。今年はこれで最後ですので、次回は来年、令和6年1月25日木曜日、市役所2階委員会室にて行います。なので、前回の会場になります。この1つ下の階の委員会室にて、1月25日木曜日に行わせていただく予定としたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【綿会長】 次回は来年の1月25日の7時からとなりますが、改めて、事務局から開催通知が届く

おも  
と思いますので、<sup>ごかくにん</sup>御確認<sup>おも</sup>いただければと思います。

それでは、<sup>ことし</sup>今年はこれで<sup>さいご</sup>最後になりますので、<sup>らいねん</sup>また来年、<sup>ねが</sup>よろしく<sup>おも</sup>お願いしたい<sup>おも</sup>と思います。それ

では、<sup>みなさま</sup>皆様、<sup>とし</sup>よいお年<sup>むか</sup>をお迎え<sup>おも</sup>いただければと思います。

それでは、<sup>ほんじつ</sup>本日の<sup>かいぎ</sup>会議<sup>お</sup>は<sup>おも</sup>終わりたい<sup>おも</sup>と思います。どうもありがとうございました。